

旅行条件書 募集型企画旅行（地域限定）

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は「シクロツーリズムしまなみ」（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。旅行契約の内容・条件はホームページ、パンフレット等に記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

必要事項をお申し出いただき、当社が承諾の旨を通知した時に成立します。ご予約はホームページ、パンフレット等で専用のフォームに記入いただく場合もございます。また、電話、電子メール等の通信手段による予約申し込みを受け付けることがあります。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は当社が定める期日までに、当社指定の方法でお支払いいただきます。

4. 申込みの条件、資格

- ①年令、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- ②18 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満の方は保護者の同伴が必要です。
- ③慢性疾患をお持ちの方、お体をご不自由な方、妊娠中の方、介助犬を同伴される方、その他特別な配慮を必要とする方はお申込みの際にその旨お申し出ください。当会は可能な範囲内でこれに応じます。また、いずれの場合も旅行の安全かつ円滑な実施が難しいと当会が判断するときは、お申込みをお断りさせていただく場合があるほか、同伴者の参加、内容の一部変更を条件とする場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当会がお客様のために講じた特別な措置による費用は、お客様のご負担となります。
- ④お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当協会が判断するとき、その他、当会の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ⑤暴力団員等の反社会勢力は参加をお断りします。

5. 旅行の取り消し、取消料

お客様のご都合で旅行を取消される場合は、お一人につき次の取消料をお支払いいただきます。申込金は取消料の一部となります。当社の責による旅程やツアー内容の変更、ツアー代金の増額、確定書面の不交付などの場合は、お客様はいつでも取消料なしで解約することができます。

- ①旅行開始日の 21 日前まで：無料
- ②旅行開始日の 20 日から 8 日前まで：旅行代金の 20%
- ③旅行開始日の 7 日から 2 日前まで：旅行代金の 30%
- ④旅行開始日の前日：旅行代金の 40%
- ⑤旅行開始日の当日：旅行代金の 50%
- ⑥旅行開始後及び無連絡不参加：旅行代金全額

6. 旅行者の交代、途中離脱・参加

旅行開始後、旅行者の交代はできません。お客さまの都合により、行程途中の参加、行程からの離脱は、ツアー開始前に当会が承諾した場合に限ります。なお、行程から離脱する場合、その時点で契約終了とします。

7. 確定書面

確定した旅行日程表は、ツアー開始前までに電子メール等の通信手段でお渡します。

8. 旅行代金

ホームページ、パンフレット等に表示しています。

旅行代金には添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な経費、その他ホームページ、パンフレットにおいて表示したものが含まれます。

個人的性質の諸費用、自宅から発着地までの交通費等、ホームページ、パンフレットにおいて表示していない代金は含まれません。

9. 当社の責任、補償

当社が故意または、過失によりお客様に損害を与えた場合はそれを補償します。その場合は損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限られます。但し、交通機関やツアー先での天候、火災、事故、暴動、罷業、公官庁の命令などによるツアーの中止や、交通機関の遅延などによるコースやサービスの変更、滞在時間の短縮などによるお客様の不利益、食中毒、盗難、紛失による被害、お客様の自由行動中の事故は補償の対象外になります。

10. お客様の責任

4の「申込みの条件、資格」にある、お客様の年齢、体調等が当社の申込みの条件、資格を満たさない場合や、疾病など当社が特別な注意を払う必要があるお客様にも関わらず、その申し出がなかった場合は、それを起因とするお客様の事故や傷害には当社は責任を負いません。さらにそれにより他のお客様や当社に損害が発生した場合は、金銭的な補償を求めることがあります。

11. 特別補償と旅程保証

当社はお客様がツアー参加中に生命・身体に蒙られた被害に対し、当社の責任の有無を別にして補償いたします。但し、これは当社の旅程管理の中で生じた事故の場合であり、当社が手配を行わない期間は含みません。また旅程保証については、担当添乗員の体調不良などで、当日他の添乗員や旅程管理主任者の有資格者の代行がなく、当社の責により旅行を中止する場合のみ、申込金を含むツアー代金に相当する金額を上限として、旅行当日の翌日から30日以内に変更補償金をお支払いいたします。

12. お客様へのツアー中止の連絡

最小催行人員に満たずツアーを中止する場合は遅くとも旅行確定日までに、お申込者様（代表者）のみにご連絡します。

13. 個人情報の取扱い

当会は、旅行のお申込みに際して提出された個人情報について、お客さまとの間の連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当会の企画、商品のご案内、アンケートのお願いにお客様情報を利用させていただくことがあります。



愛媛県知事登録 旅行業 第 地域-189号

シクロツーリズムしまなみ 旅行業務取扱管理者 吉武 優子

〒794-0026 愛媛県今治市別宮町 8-1-55

TEL 0898-33-0069 <https://cyclo-shimamani.com>